

# 介護福祉士養成教育における介護実習の位置づけと評価に関する課題

八戸学院大学人間健康学部 小柳達也

鹿児島国際大学実習センター 中井康貴

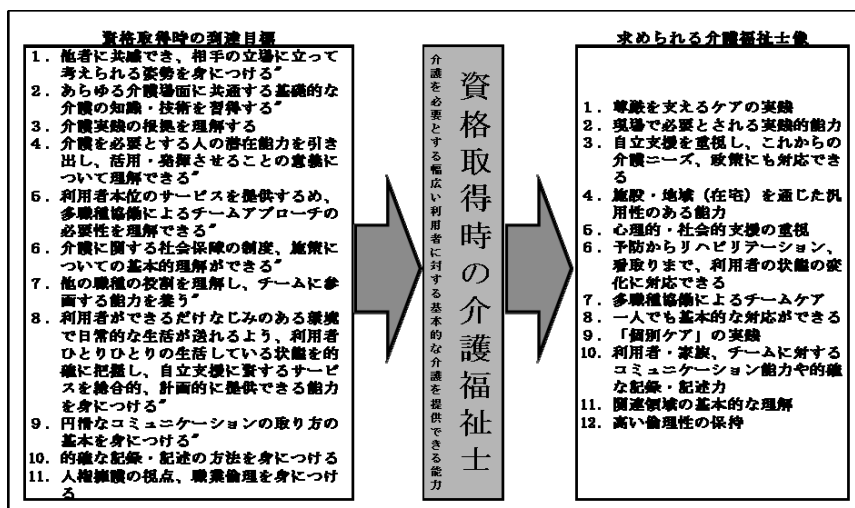
## 1. はじめに

小稿では、2008（平成20）年の厚生労働省による「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」<sup>1)</sup>以降、本格実施されている介護福祉士養成課程（いわゆる、「新カリキュラム」）における介護実習の位置づけについて確認する。また、特に、介護実習における「評価内容・基準の統一」及び「介護サービスの利用者（以下、利用者）による評価」という視点を拠り所とし、それぞれが有する課題を考察することとしたい。

## 2. 介護福祉士養成の概要

介護福祉士は、1988（昭和63）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されたことを契機に誕生した国家資格であり、資格取得のための養成教育がはじまり約25年が経過している。2008

（平成20）年には、厚生労働省により、介護福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、従来の身体介護にとどまらない新たなサービスへの対応等が提示され、定義、義務規定、取得資格の方法等の見直しが行われている<sup>2)</sup>。この見直し移行、新たな介護福祉士養成の目標（図1）が示され、その養成課程は「人間と社会（240h）」及び「介護（1260h）」、そして「こころとからだのしくみ（300h）」の3領域で構成されることとなった。さらに現在では、2011（平成23）年の「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、介護福祉士養成課程に「医療的ケア（50h）」の1領域が追加され、大区分として4領



資料：厚生労働省（2008）「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」

図1 厚生労働省による介護福祉士養成の目標

域（計 1850 h）にて養成教育が実施されている。

### 3. 介護福祉士養成課程における介護実習の位置づけ

介護福祉士養成課程における介護実習は、上述した4つの領域のうち「介護（1260h）」（の領域）に位置付けられ、このなかで実習時間が450時間<sup>注1)</sup>設定されている。また、介護実習のねらいや実習施設の区分、実習指導者の要件として、「介護実習の内容や実習の区分等の要件」（表1）が厚生労働省により規定されている。なお、実習区分は、「実習施設・事業等（Ⅰ）」と「実習施設・事業等（Ⅱ）」の2つに分けられ、50時間の実習をどのように組み立てるか各養成校に委ねられているのが現状である。

介護福祉士養成課程においては、講義、演習、実習等様々な形態の教育メニューが用意されている。このようななかにおいて、介護実習は、講義及び演習が基礎となり、そのうえで学外の実習機関・施設にて行われる介護福祉実践の体験的学習の場として機能している。つまり、介護実習は、それまで養成校において学習・修得した知識や技術、視点、介護観等の統合・修得を図る機会として位置づけることが可能であり、この点において第一義的な意義があると考えられる。

このように、介護実習は、実習生の日頃の学習内容を自身の体験的学習により立体化して理解する機会として機能することが期待できる。翻れば、これこそが介護福祉士養成課程に実習が存在することの根拠なのであろう。

また、介護実習は、その養成教育目標として、「実践を通じて、各領域で修得した知識と技術の統合を図る」「介護福祉士の役割を理解し、自らの介護観を形成する」「自己評価力や計画力を高め、自己教育力を養う」等、「人間としての基礎」や「職業人としての基礎」を実践のなかで養うことに重きを置いた事項が一般的には掲げられている<sup>2)</sup>。この養成教育目標は、介護福祉士に求められる基礎的な能力、視点、専門職観等の獲得・発見に照射されていることから、介護福祉士養成に

おいて介護実習が重要な位置を占めていることがうかがえる。

一方、介護実習においては、実習生の主体的・能動的な働きかけがもととなり、そこでの学習内容が彼ら彼女らの経験知として蓄えられる。ここで得られる経験知は、実習生自身の人間性、価値観、性格、態度、生活歴、興味・関心等が影響を与えたうえでの産物であることはいままでのま

### 4. 介護実習における評価内容・基準の統一を取り巻く課題

図1「厚生労働省による介護福祉士養成の目標」にあるように、現在、介護福祉士の養成においては、資格取得時の共通の・標準的な到達目標が11項目掲げられている。また、資格取得時の介護福祉士に求められる能力として「介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力」が想定されている。

これまで、介護福祉士の養成においては、カリキュラム・科目編成から介護知識や介護技術の修得評価まで各養成校の裁量に委ねられてきており、実習評価についても例外ではない。さらに、養成課程卒業段階で修得しておくべき介護技術等の共通の・標準的な内容・水準についても未整備のまま来た経緯がある。

このようななか、社団法人介護福祉士養成施設協会（以下、介養協）は、介護福祉士養成教育の一層の充実と、介護人材の養成体系の整備に資することを目的として、「介護福祉士養成課程における技術習得度等の基準策定に関する調査研究事業」を実施し、その事業報告書<sup>5)</sup>において、介護福祉士の卒業時の到達目標を「人間と社会の理解に必要な基本的能力」及び「根拠に基づき、介護を計画的に実践・評価する能力」、「利用者の尊厳の保持・自立支援にかかわる介護実践能力」、「障害等のある人の理解に必要な基本的能力」、「専門職業人として研鑽し続ける能力」を有していることと提示した。介養協が提示したこの卒業時の到達目標は、今後、各段階の介護実習に適合する評

表1 厚生労働省による介護実習のねらいや実習の区分等の要件

	実習施設・事業等（Ⅰ）	実習施設・事業等（Ⅱ）
介護実習の内容	利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割を理解する。	一か所の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識や技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。
実習施設の規定	介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものであって、その人員配置について介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす者のおいて行われる実習。	次に掲げる要件に適合する介護実習施設等にて行われる実習。 (1) 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。 (2) 介護サービス提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。 (3) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。 (4) 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。
実習指導者の要件	介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者。	介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために講習であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働省に届けられたものを修了した者。

※社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会（2012）「改訂2版 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集」第一法規<sup>4)</sup>を基に筆者が作成

価基準を検討する際の根拠のひとつとなるであろう。例えば、これを上述した厚生労働省により設定されている「実習施設・事業等（Ⅰ）」と「実習施設・事業等（Ⅱ）」の各実習段階におけるねらいとあわせて役立て、実習指導者と教員（養成校）の2者間の同意を基礎として共通する目標設定や評価内容・基準（例えば、実習評価表や実習評価表記入上のガイドライン等）を創造していくことも考えられる。

一方、評価内容・基準については、長い間、各養成校の裁量に委ねられてきたことから、全国規模でこれを統一しようとする時には、何らかの拘束の存在なしには限界があると考えられる<sup>注2)</sup>。また、全国統一の評価内容・基準を設けることの意義やそれにより失うものの存在について吟味していくことも必要であろう。

## 5. 介護実習における「利用者からの評価」の意味と必要性

現在のところ、介護実習における最終的な評価については、3者（実習生、実習指導者、実習指導教員（養成校））各々が実施する評価結果を踏まえ、それぞれを比較分析し総合的な結果を得ることがより丁寧な方法と考えられているのではないであろうか。

一方、実習終了後、（評価が記載された）評価表を、実習生に対する実習事後指導の展開の中で利用し、彼ら彼女らの学習意欲の向上や実習における学びの涵養につなげていくことが教育上、効果的であろう。また、事前の関係者間での共通認識として、実習終了後、（評価が記載された）評価表を誰が何のために活用するのかについて明確にしておくことが事後のトラブルを防ぐうえで必要であろう。

他方、実習はプログラムに則り組織的に展開されるべきであり、「実習環境」を構成する4者（利用者、実習生、実習指導者、実習指導教員（養成校））システムの面からとらえる場合、このシステムは各々の相互関係、相互連携により形成され営まれる前提がある<sup>9)</sup>。これを踏まえ鑑みると、介護実習における評価には、利用者からの評価が十分に反映されていない現状がみえてくる。本来であれば、実習生を評価するうえにおいて、彼ら彼女らより実際に介護を受ける利用者からの評価が必要と考えられる。例えば、上述した「実習施設・事業等（Ⅱ）」の場面において、実習生は利用者と密接に関わり介護福祉実践を行いつつ介護過程を展開していくこととなる。その際、実習生と最も距離が近く、実際に彼ら彼女らの介護福祉実践を体感するのは利用者なのである。このようなことから、利用者が実習生の評価をすることについては、その倫理面、科学面等の用意が整った前提があったとするならば、是とするべきであろう。この理屈は、利用者への身体に対して直接的な援助を行う介護福祉士を実習教育のなかで育ていこうとする際、いたって本来的であろう。また、介護実習において、利用者からの評価が得られた場合、実習指導者及び実習指導教員（養成校）の評価、そして、実習生の自己評価<sup>注3)</sup>が加わり、実習に関わる4者（利用者、実習生、実習指導者、実習指導教員（養成校））システムの全構成員からの「評価」が揃うこととなるのである。

翻り、現実的には、利用者から評価を得ることや（彼ら彼女らからの評価に使用する）標準的な評価指標を開発することは簡単ではないであろう。しかしながら、利用者を実習生の評価者に加えようと試行することは、彼ら彼女らが存在し成立する対人援助職である介護福祉士を養成するための実習であることを再度念頭におくことにより、至極、本来的な姿勢として理解が可能であろう。さらに、利用者から実習生へ向けられた発話によって彼ら彼女らが動機づけられているであろうことも無視できないであろう。

## 6. おわりに

小稿では、介護福祉士養成課程における介護実習の位置づけの再確認を行うとともに、実習評価について、「評価内容・基準の統一」及び「利用者からの評価」という視点を取り上げ、検討した。

第一に、「評価内容・基準の統一」についてであるが、まずは、全国に存在する実習機関・施設及び養成校の評価内容・基準の統一を図ることのメリットとデメリットを精査していくことが肝要であろう。また同時に、全国の実習機関・施設及び実習指導教員（養成校）より、評価内容・基準の統一に対する認識や意見を聴取するなど、俯瞰的な現状把握をしていくことも欠かせないであろう。

第二に、「利用者からの評価」についてであるが、実習生から介護を受ける当人の評価がなおざりとされている雰囲気もある現状から、その本来的な必要性について論じたが、今後は、彼ら彼女らからの評価を入手し実習の全体評価へ反映するための試行をしていくことが肝要であろう。

以上、介護福祉士養成教育における介護実習の位置づけ及び評価に関する課題について論じてきたが、評価内容・基準の統一の必要性について確認されること、利用者からの評価が実習評価に盛り込まれることを今後強く期待したい。それを可能とするための仕組み作りやそのために必要な諸々の用意については、本研究分野における課題とされるべきところであろう。

### 注

- 1) 1日の実習時間を8時間と計算した場合、実習は57日間となる。
- 2) 参考までではあるが、近年まで、社団法人社会福祉士養成校協会は、社会福祉士養成課程における相談援助実習における標準的な評価表の作成を目指した取り組みを継続的に行い、先般、2008（平成20）年3月の文部科学省高等教育局長及び厚生労働省社会・援護局長の連名通知（平成23年10月に第一次改正）<sup>6)</sup>に示される相談援助実習及び相談援助実習指導における

教育内容（「ねらい」及び「教育に含むべき事項」）に準拠・対応した評価表<sup>7)</sup>及び評価表記入上のガイドライン<sup>8)</sup>を作成した。これを作成する背景には、実習機関・施設の実習指導者や養成校教員からの評価表の統一を求める強い要望があったことが大きな理由とのことである。しかしながら、この評価表及び評価表記入上のガイドラインは、社会福祉士養成校によっては全面導入しているが、殊に、この評価表を使用しなければならない拘束はない。したがって、その導入・使用については、各校の裁量に委ねられているのが現状である。

3) 自己コンピテンスの推移に対する評価等が想定される。

### 文献

- 1) 厚生労働省「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index.html), 2013, 9, 1).
- 2) 川延宗之編「介護教育方法論」弘文堂、2008年。
- 3) 文部科学省・厚生労働省「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」2011年。
- 4) 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修「改訂2版 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集」第一法規、2012年。
- 5) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会「介護福祉士養成課程における技術習得度評価等の基準策定に関する調査研究事業報告書」2012年。
- 6) 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長連盟通知「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」2011年。
- 7) 社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習評価表」2013年。
- 8) 社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習ガイドライン」2013年。
- 9) 峯尾武巳・黒澤貞夫編「介護総合演習」建帛社、2009年。